

GLOBAL TOBACCO INDUSTRY INTERFERENCE INDEX

タバコ産業干渉指数世界版

Mary Assunta, PhD Head of Global Research & Advocacy GGTC

日本禁煙学会理事 松崎道幸・訳

要約

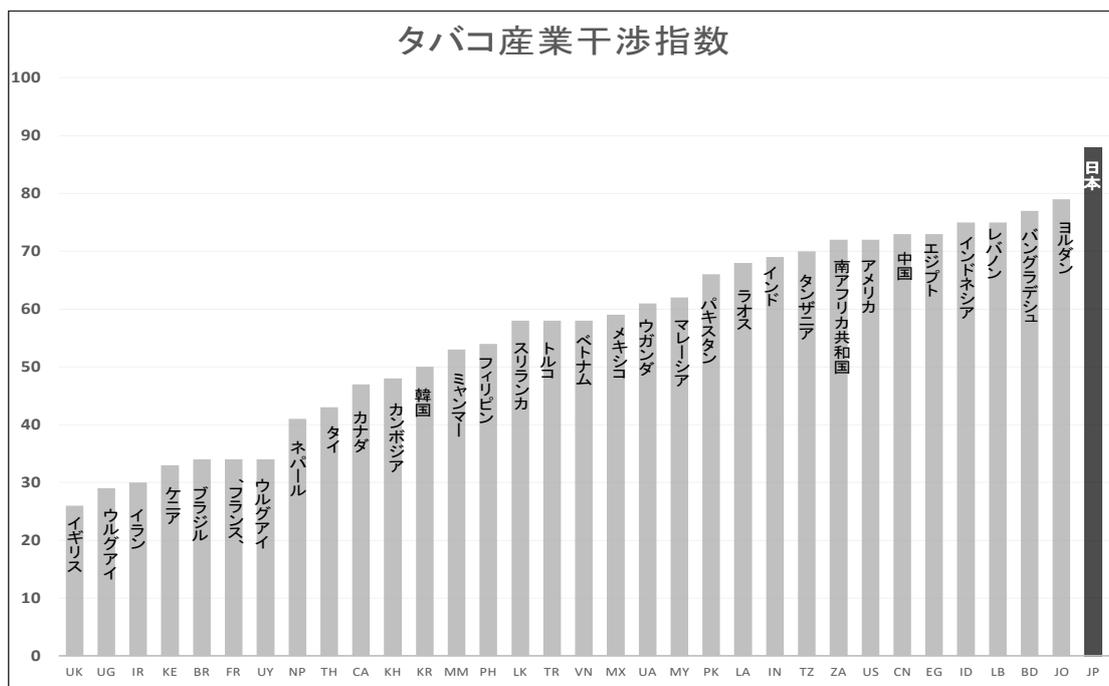
各国政府がタバコの流行を食い止め、人びとの健康を守るための強力な対策を進めようとする中で、タバコ産業の干渉が、タバコ対策を妨害する最大の深刻な障害であることを認識するに至りました。[1] FCTC 第5条3項 [2]は「締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」と述べています。

[3]

5条3項は FCTC の屋台骨と言えるものであり、極めて大きな重要性を持っています。しかしながら、FCTC で最も実施が遅れている条項です。

このタバコ産業干渉指数世界版は、各国政府の FCTC 第5条3項実施度を評価するために Southeast Asia Tobacco Control Alliance (SEATCA: 東南アジアタバココントロール連合)[4]が作成した質問票とスコアリング方法を用いて製作されました。2017年1月から2018年12月までの期間中に、タバコ産業の干渉に関する公的文書に基づき、33か国の政府が干渉にどのような態度をとったかを調査してまとめられました。

この指標は、利用可能な資料に基づいてスコアリングを実施したため一定の限界がある事は避けられません。とは言え、それぞれの国の市民社会団体が判定したスコアに基づいて、33か国のランキングが作られました。(図1) スコアが低いほど、タバコ産業の総括干渉レベルは低く判定され、望ましい状態である事がわかります。国別項目別のスコアは表1に示しました。



主な所見（日本を太字で表示）

- タバコ産業の干渉を許している国では、第5条3項ガイドラインが勧告する政策をほとんど実行していないことがわかりました。
- 33か国の中で最も干渉指数の高い**日本**は、5条3項ガイドラインに沿って人々の健康を守る対策がほとんど進められていません。ヨルダン、バングラデシュ、レバノンも5条3項の実施が非常に遅れています。
- イギリス、イラン、ケニア、ブラジル、ウルグアイでは、透明性の確保、利害相反の防止、タバコ産業の活動への協賛協力禁止などの5条3項ガイドラインの推奨する対策を実行しており、タバコ産業の干渉をよく防いでいます。
- タバコ産業との関係の透明化が保証されず、タバコ産業とのやり取りを文書として残す仕組みがないことが多くの国々で、タバコ産業が政策に干渉しやすい状況を招いています。
- 多くの国がタバコ産業からの政治献金を容認しています。アメリカ、ケニアでは、これらの献金行為の開示を義務付けています。ブラジル、カナダ、フランス、イラン、ミャンマー、トルコ、イギリス、ウガンダ、ウルグアイではタバコ産業からの政治献金と贈答が禁止されています。
- タバコ産業は企業の社会責任（CSR）活動や表彰式という形で、高級官僚に内実のない名誉賞を贈呈して、タバコ産業とのつながり確保し協賛を勝ち取るという戦術を駆使してきました。
- 財務、通商産業などの政府機関はタバコ産業のターゲットです。これらの省庁が最もタバコ産業の干渉に弱いため、タバコ産業はタバコ製品の税金を上げないように、あるいはタバコ規制対策全般に反対するように働きかけを行ってきました。
- 補助金や免税措置などのタバコ産業優遇措置の問題が十分に考慮されていません。多くの国で国外旅行者向けのタバコは免税です。（免税や減税で：訳者注）タバコの小売価格が下がると、売り上げが増え、タバコ産業が儲かります。
- ウガンダとケニアは、5条3項の全面的な実施を含むタバコ対策法の成立を阻もうとするタバコ産業からしつこい訴訟攻撃に見舞われました。ブラジルとインドでも同様な訴訟を通じた妨害が行われました。これらの国は、訴訟攻撃に負けていません
- バングラデシュ、パキスタン、スリランカでは、政府の高官が退職後タバコ産業に就職するという利害相反問題が起きています。中国、**日本**、レバノン、ベトナムでは、通商関連省庁とFCTCに基づくタバコ対策の実施に利害相反があるという不適切な状態があります。
- フィリピンとメキシコでは、電子タバコ会社が新たな干渉を行っています。このタバコ会社はレバノンとトルコで新製品を製造することができるように、政府高官と国会議員に働きかけています。電子タバコと加熱式タバコを売り込もうとするこの会社は、「害が少ない」ことを口実に販売規制を緩めるよう干渉を行っています。
- 国営あるいは半国営タバコ会社を持つ中国、エジプト、**日本**、ラオス、ベトナムでは、まだ5条3項を実施する計画を立てていません。
- 政府当局者にFCTCを遵守させる行動規範を徹底することにより、タバコ対策への干渉を防ぎ対策を推進することができます。保健分野だけに行動規範を適用しても、十分な効果は期待できません。

この報告書により、指数の低い国がタバコ産業の干渉をはねのけてFCTC第5条3項とその実施ガイドラインに沿うタバコ対策を実行していることが明らかにされました。そのような国は、強力なタバコ対策が実行されている国として周知されています。しかしながら、第5条3項とそのガイドラインに沿ったタバコ対策の実施スピードは遅く、とても満足できるものではありません。多くの国で対策を大きく前進させることが必要です。保健行政以外の分野は、引き続きタバコ産業の干渉を受けやすい状態となっています。タバコ産業が補助金を受けている国も数か国存在します。

次の5条3項実施ガイドライン追加勧告を実行することにより、健康を守るタバコ対策を守り前進させることができます。タバコ産業を利する抜け穴を完全にふさぐためには、5条3項の完全実施が不可欠です。先進的な国々の経験[5]を学ぶことで、政府が行うべき対策が何かを知ることができます。

勧告

1. **第5条3項実施が義務であることを周知させましょう**：タバコ産業の干渉を防ぐには、政府全体の取り組みが不可欠です。タバコ産業の干渉を防ぎ、タバコ対策の遅れを防ぐためには、保健分野以外の政府組織にも5条3項で定められた義務を周知させることが必要です。国会議員、地方政府の高官にも周知の努力が必要です。
2. **不必要なつながりを断ちましょう**：5条3項ガイドラインは、タバコ産業を規制監督する場合に限って、タバコ産業との接触を行うよう勧告しています。これにより表彰式などを通じたタバコ産業との不必要な接触を防ぐことができます。
3. **政府職員とタバコ産業の間を遮断しましょう**：すべての政府職員にタバコ産業の干渉防止行動規範を守らせることにより、保健対策をつつがなく推進することができます。保健分野だけに適用するよりも、政府全体に適用するほうが効果的です。
4. **透明化がカギです**：タバコ産業との関係を透明化することが必要です。タバコ産業とのあらゆる接触の内容を記録し開示する仕組みを作ることが必要です。
5. **タバコ産業のいわゆる「社会貢献活動(CSR)」を禁止する(denormalize)ことが必要です**：タバコ産業のいわゆる「社会貢献活動」を禁止することにより、政府高官がタバコ産業の活動に参加あるいは奨励することを防ぐことができます。
6. **タバコ産業への優遇策を中止しましょう**：この件について、保健担当分野とそれ以外の分野の協力が必要です。
7. **国営タバコ会社を民間タバコ会社と同じ扱いとしましょう**：5条3項ガイドラインでも明らかにしたように、国営タバコ会社に特別の補助金、恩恵、特権を与えないようにしましょう。
8. **タバコ産業に対して情報開示を求めましょう**：タバコ産業のタバコ製品生産額、マーケットシェア、販売促進費、収益、研究費、慈善事業費などすべての営業活動の内容を正確に定期的に報告することを義務付けましょう。タバコ産業が政治献金、贈与、技術的助言、奨学金、視察し招待と称して金品を支出することを禁止しましょう。
9. **ロビー活動内容の開示を義務付けましょう**：タバコ産業のロビイストを登録制とし、タバコ産業がロビー活動に支出した金額の報告を義務付けましょう。

以上

【引用文献】

- [1] World Health Organization. 2018 Global progress report on implementation of the WHO Framework Convention on Tobacco Control. Geneva: World Health Organization; 2018. Licence: CC BY-NC-SA 3.0 IGO.
- [2] World Health Organization. WHO Framework Convention on Tobacco Control. 2003. Geneva <https://bit.ly/2YAa9tu>
- [3] World Health Organization. Guidelines for Implementation of Article 5.3 of the WHO Framework Convention on Tobacco Control, <https://bit.ly/2YqfzU1>
- [4] Assunta M., Dorotheo E. U. SEATCA Tobacco Industry Interference Index: a tool for measuring implementation of WHO Framework Convention on Tobacco Control Article 5.3, Tob Control <https://bit.ly/2YeGOFA>
- [5] Assunta, M. Good country practices in the implementation of WHO FCTC Article 5.3 and its guidelines. 15 January 2018. World Health Organization. <https://bit.ly/2YeWh8H>